

3. 医療法人の合併と分割

(1) 合併

出資持分のある医療法人が、他の社会医療法人や特定医療法人、基金拠出型医療法人と合併して出資持分のない医療法人になる方法も、十分優れた方法だと思われます。合併にあたり、存続する法人は、出資持分のない医療法人となります。規模の大小や純資産の大小では決まりません。出資持分のある医療法人を存続法人にするには、合併申請の際に、出資持分のない医療法人への移行を済ませておかなければなりません。社会医療法人との合併であれば、合併後において、被合併法人の医療機関も社会医療法人の要件を満たす必要があります。例えば、理事等に特別な経済的利益の供与等があれば正しておかなければなりませんし、帳簿等に仮想隠ぺいの実事のないこと等も求められます。また、合併後においても、各都道府県で 1 つ以上の救急医療等確保事業を整備する等の要件を満たさなければなりません。

特定医療法人であれば、室料差額 30%以内の要件等、注意が必要です。また、合併にあたり、被合併法人の出資者に金銭等の交付が行われれば、合併時に被合併法人の資産含み益に課税問題が生じます。医療法上の剰余金の配当禁止規定にも注意しなければなりません。出資持分のない医療法人や、基金拠出型医療法人との合併においても、特別な利益の供与の実事のないこと、帳簿等に仮想隠ぺいの実事のないことが求められます。そうした要件を満たさない場合には、被合併法人への含み益への課税や、法人全体に対する贈与税課税が起きる場合があります。合併は、被合併法人の権利義務を承継します。具体的には、補助金で整備した設備について存続法人に承継されるため、返還義務は負いません。また、病院の病床許可等もそのまま承継されます。更には、医療過誤による訴訟がある場合には、それらも承継され、合併にあたり、被合併法人の資本金は、資本準備金に切り替わります。また、原則的には被合併法人の資産負債それぞれ総額が存続法人に引き継がれます。合併にあたり金銭交付は考えられませんので、合併差損等の処理は生じません。仮に、合併にあたり金銭交付を行った場合には、それは譲渡所得ではなく、原則配当所得となりますので注意が必要です。

(2) 分割

医療法の一部を改正する法律により、医療法人において「分割」の手續が整備されることになりました（第 60 条～第 61 条の 6。「合併」と同様の手續になります）。

具体的には「新設分割」と「吸収分割」があり、平成 28 年 9 月 28 日までに政省令が出される予定です。なお、分割の対象にならない法人は、①社会医療法人②特定医療法人③持分あり医療法人です。分割を考えておられる法人は、まず、持分の定めのない医療法人に移行しておくことが必要です。詳細は関総研医療事業部までお問合せください。